

## e - かたの施設予約システム利用者登録規約

(目的)

第1条 この規約は、交野市公共施設予約管理システムの運用及び利用者登録等に関する規則（平成18年規則第31号。以下「規則」といいます。）に定める交野市公共施設予約管理システム（以下「e - かたの施設予約システム」といいます。）を利用して、交野市の公共施設及び関連施設の予約申込等をする際に必要となる利用者登録手続を行うために必要な事項について定めるものです。

(利用規約の同意)

第2条 e - かたの施設予約システムを利用して施設の利用申込等手続を行うためには、本規約に同意していただくことが必要です。このことを前提に、市又は指定管理者等（以下「市等」といいます。）はe - かたの施設予約システムによるサービスを提供します。e - かたの施設予約システムの利用者登録をされた方は、本規約に同意したものとみなします。何らかの理由により本規約に同意することができない場合は、e - かたの施設予約システムをご利用いただくことはできません。

(利用登録の対象者)

第3条 登録は、団体及び個人の区分により、それぞれ行います。

- 2 団体のうち、一般団体登録は、代表者が20歳以上であり構成員の相当数が交野市在住、在勤、在学の概ね10名以上で構成される団体で、団体所在地及び活動拠点が交野市内である団体が対象となります。
- 3 個人のうち、一般個人登録は、前項の一般団体登録の人数要件に満たない団体または個人が対象となります。
- 4 前2項のほか、各施設の利用区分に応じて、登録できる団体がありますが、いずれの場合でも、登録できるのは、団体の場合、当該団体を代表する方について1件で、個人の場合も一人につき1件です。
- 5 各施設の利用は一般団体登録者が基準となっており、その他の登録の場合は、利用できる施設、申込み開始期日等が異なることがあります。あらかじめ利用を予定する施設等で確認してください。
- 6 一般団体登録をした場合は、登録した施設以外の施設でも、一般団体登録利用者としてe - かたの施設予約システムを利用できます。

(利用者登録の申請)

第4条 e - かたの施設予約システムの利用を希望する団体又は個人等は、利用する施設の受付窓口へ本人（団体の場合は代表者本人）確認のできる書類（運転免許証、旅券、住民基本台帳カードなど）等を提示のうえ、e - かたの施設予約システム利用者登録申請書（以下「申請書」といいます。）に必要事項を記載の上提出してください。

2 登録を申請する団体及び個人は、構成員の氏名及び住所（番地は記載不要とする。）を記載した書類を添付してください。ただし、公的機関等で市長が団体として明らかにその所在を認め得る場合は、この限りではありません。

（利用者カードの発行等）

第5条 市等は、施設の窓口において、前条により提出のあった申請書の申請内容について審査を行い、利用者として承認する場合は、申請書の内容をe-かたの施設予約システムに登録するとともに、登録番号を交付し、e-かたの施設予約システム利用者カード（以下「利用者カード」といいます。）を発行します。

2 利用者は、市等が発行した利用者カードを次の各号に注意して取り扱うものとします。

- (1) 利用者は、利用者カードを慎重に取り扱い、破損、紛失、盗難等のないよう適切に使用し、管理してください。
- (2) 利用者は、施設を利用するときは必ず利用者カードを持参してください。
- (3) 利用者カードは、登録した団体又は個人等以外は使用できません。また、利用者カードは、他人にこれを譲渡し、または貸与することはできません。

（登録番号・パスワードの利用・管理）

第6条 利用者は、e-かたの施設予約システムの利用にあつては、登録番号・パスワードを本システムに入力することにより、施設利用の仮予約等のサービスを受けることができます。

2 e-かたの施設予約システムを利用するための登録番号およびパスワードは非常に大切なものです。次の点に注意して利用者の責任において厳重に管理してください。

- (1) 登録番号およびパスワードは他人に知られないように管理してください。
- (2) 他人からのパスワードなどの照会には応じないでください。
- (3) パスワードを忘失した場合は、速やかに利用者登録を行った施設に連絡し、その指示に従ってください。

3 市等は、登録番号・パスワードにより正規に行われた手続については、登録者本人により行われたものとみなします。

（利用者カードの紛失、盗難）

第7条 利用者は、利用者カードの紛失または盗難があった場合は、直ちにその旨を利用者登録を行った施設に連絡するものとします。

（利用者カードの再発行）

第8条 利用者は、利用者カードを紛失、または著しくき損した場合は、新たに利用者登録の申請を行い、利用者カードの発行を受けるものとします。

（利用者登録の変更）

第9条 利用者は、申請した利用者登録の内容に変更が生じた場合は、利用する施設の

窓口へ遅滞なく変更内容が確認できる書類等（運転免許証、旅券、住民基本台帳カードなど）を提示のうえ、利用者カードとともに申請書を提出して、利用者登録の変更を行うものとします。

（利用者登録の期間）

第 10 条 利用者登録の申請がされ、市等が利用者と認めた日を登録日とし、登録日から起算して2年間を登録期間とします。

2 登録期間を経過した時点で、経過した登録期間中に1回以上の利用があり、その利用状況が規則やこの規約に照らして適切に行われていると市等が認めた場合は、引き続き2年間を登録期間とします。以後も同じとします。

3 登録期間を経過した時点で、経過した登録期間中に利用がなかった場合は、登録の抹消をする場合があります。

（利用者登録の抹消）

第 11 条 市等は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、利用者登録を抹消するものとします。

- (1) 利用者が登録廃止の申請をした場合
- (2) 虚偽の申請をした場合
- (3) 施設の管理に関する法規等又は規則若しくはこの規約に違反をした場合
- (4) 利用者の所在が不明かつ連絡不能となった場合
- (5) その他利用者として不相当と認めた場合

2 利用者は、前項の抹消があったとき（第1号の場合は、登録廃止の申請をするとき）は、利用者カードを施設の窓口に戻却するものとします。

（施設及び利用方法）

第 12 条 e - かたの施設予約システムによりサービスの提供を行う施設および利用の仮予約等手続の具体的な方法については、末尾記載のとおりとします。

2 e - かたの施設予約システムを利用することにより、次のサービスを受けることができます。

- (1) 抽選の申込み、取消し、その内容の確認及び抽選結果の案内
- (2) 利用に関する仮予約の申込み及び仮予約、仮予約の取消し並びに予約内容の確認

3 e - かたの施設予約システムによる仮予約の確定（抽選による当選の確定を含む）は、あくまでも施設利用許可申請の順位を確定するためのもので、仮予約の確定後は、各施設ごとに定められた期日までに各施設窓口で利用許可申請を行い、利用許可（この状態を「予約」といいます。）を受けてください。

4 e - かたの施設予約システムによる仮予約（抽選申込みを含む）の回数に制限を加えることがあります。

5 利用者が規則やこの規約の定めに違反した場合、若しくは e - かたの施設予約シス

テムによる仮予約の確定（抽選による当選の確定を含む）があったにもかかわらず、所定の利用許可申請を行わなかったり、取消しを繰り返したりした場合は、一時的に e - かたの施設予約システムの利用を停止することがあります。

（利用時間）

第 13 条 インターネットを利用したサービスは、24 時間（毎年 12 月 29 日～翌年 1 月 3 日を除く。）利用できるものとします。なお、各施設窓口でのサービスは、各施設窓口の営業時間によるものとします。

2 前項の規定に関わらず、緊急の保守又は点検を行う場合、本システムを停止することがあります。運用の停止を行う場合は、e - かたの施設予約システムのホームページで事前にお知らせしますが、市等が特に必要と認める場合には、予告なしに停止することがあります。

（免責事項）

第 14 条 市等は、利用者が e - かたの施設予約システムを利用したことにより発生した利用者の損害および利用者が第三者に与えた損害について一切の責任を負いません。

2 市等は、本システムの運用の停止、中止又は中断等により利用者に発生した損害について、一切の責任を負いません。

（個人情報保護）

第 15 条 利用者の申請に基づく個人情報について、市等は本来の目的以外に使用せず、その管理に十分な注意を払うものとします。

2 市等は、利用者の申請に基づく個人情報について、個人情報保護に必要な措置を講じた上で、e - かたの施設予約システムの運用に必要な範囲に限り、各施設での共通情報として、各施設の管理者が利用するものとします。

（登録情報の字体）

第 16 条 提出された申請書の記入字体が、e - かたの施設予約システムで取扱い困難である場合、e - かたの施設予約システムで表示又は印刷される字体は標準文字になります。

（利用規約の変更）

第 17 条 交野市は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、この規約を変更することができるものとします。

2 利用者は、利用の都度、この規約を確認することとし、この規約変更後に e - かたの施設予約システムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

附 則

この規約は、平成 18 年 12 月 1 日から適用します。ただし、インターネットを利用

したサービスの提供は、平成19年1月4日から実施します。また、平成19年3月31日までの間は試用期間とし、予告なくこの規約及びe-かたの施設予約システムの仕様変更をすることがあります。

## 附 則

この規約は、平成31年4月1日から適用します。

### (第12条関係)

#### 1 e-かたの施設予約システムで利用できる施設

- (1) 私部公園及び倉治公園（グラウンド、テニスコート、管理棟会議室のみ）
- (2) 交野市立青年の家（武道施設含む。）
- (3) 交野市立保健福祉総合センター（世代間交流センターのみ）
- (4) 交野市立総合体育施設（市民体育館、市民グラウンドのみ）

#### 2 e-かたの施設予約システムを利用した仮予約の方法

##### (1) 抽選への申込み

- ①各施設で定められた抽選申込みの期間中、インターネットから当システムにアクセスして、申込みたい施設、時間帯を選択の上、申し込んでください。
- ②各施設で定められた抽選日に抽選が自動的に行われます。
- ③抽選の結果は、あらかじめ登録いただいた電子メールアドレスへ送信されます。インターネットから当システムにアクセスいただいても確認できます。
- ④当選された場合は、次項の仮予約の状態になりますので、次項③の手続きをしてください。

##### (2) 仮予約の申込み

- ①前項の抽選がなかった施設、時間帯については、抽選日以降、随時、インターネットから当システムにアクセスして、申込みたい施設、時間帯を選択して、申し込んでください。
- ②申し込みができますと、仮予約の状態になります。
- ③仮予約後、各施設で定められた期限内に窓口で利用料金を支払って、予約を確定してください。この確定作業が行われなかった場合、仮予約は無効となります。

##### (3) その他

- ①このシステムの詳しい利用方法については、インターネット上で周知します。
- ②このシステムは、利用許可をするものではありません。申込み内容によっては、

施設窓口で利用が許可されないことがあります。

- ③施設利用予定日の7日前以降は、このシステムを使っての仮予約は受付しません。この間は各施設受付窓口にて直接利用許可申請をしてください。

### 3 仮予約後の利用許可（予約確定）手続きの期限と取扱い窓口

利用施設名	仮予約後の手続期限	利用許可取扱い窓口
私部公園及び倉治公園	仮予約（抽選による当選）の日の翌日から7日以内	青年の家
青年の家及び武道施設	同上	青年の家
保健福祉総合センター	同上	保健福祉総合センター
総合体育施設	同上	総合体育施設